

第 2 1 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 4 年 2 月 2 2 日（火） 午後 1 時 3 0 分 開会

開催場所 佐川町商工会館 2 階

出席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 4 名・欠席 9 名
	○ 1 番 藤原 健祐		× 6 番 佐藤 良一	× 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平
	○ 2 番 田村 和弘		○ 7 番 横畠 悦子	× 田村 克郎	○ 眞辺 忠志
	○ 3 番 森田 有紀		× 8 番 横畠 増吉	× 田村 営幸	× 澤村 重隆
	○ 4 番 氏原 延		○ 9 番 北添 正男	× 森 正彦	○ 北添 秀紀
	○ 5 番 田村 公史			○ 野村 隆博	× 伊藤 洋章

事務局 事務局長： 山本 清和 主任： 前田 紗歩

日程	日程第 1	開 会
	同 第 2	議事録署名委員選任
	同 第 3	報 告
	同 第 4	議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 号 その他

同 第 6 号 閉 会

議長（北添会長）

本日は先月に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により、農業委員と報告案件のある推進委員のみの参集となっています。

それでは、定刻となりましたので、これより第21回農業委員会定例総会を開会します。

本日は6番 佐藤 良一 委員と 7番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の森 正彦 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、3番 森田 有紀 委員と5番 田村 公史 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（山本事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、7日の午前中には新規就農希望者との面談が高吾農業改良普及所で、午後には新規就農研修者に関する指導者との面談が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しました。

14日には、農業委員会活動交流集会在役場においてオンラインで開催され、事務局より私、山本と前田が出席しました。

15日には、経営開始型交付金に関する圃場確認があり、事務局より前田が出席しました。この圃場確

認につきましては、１５日から１７日の３日間で行われ、対象者は１５人です。

２１日は、営農型発電設備に関する打合せが県庁西庁舎で開催され、事務局より私、山本と前田が出席しました。

そして、本日２２日は、午前中に第１１回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され事務局より前田が出席しました。

午後からはこの定例総会となっています。

２５日には、新規就農研修者との面談が高吾農業改良普及所で開催される予定で、事務局より前田が出席します。

つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届１件について報告します。

貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。地目が田で、面積が１，２３８㎡。

契約の内容は、令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日までの３年間の利用権設定で、受付日・解約日とも令和４年２月９日です。

つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届出書３件について報告します。

4 1 番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番 他2筆。地目が畑で、面積が合計で4 9 8 m²。受付日・受理日ともに令和4年1月12日。権利取得日が平成29年5月30日で、取得事由が相続です。

4 2 番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、川ノ内組字■■■■番 他3筆。地目は田と畑が2筆ずつで、面積が合計で2, 3 5 9 m²。受付日・受理日ともに令和4年1月13日。権利取得日が平成31年4月13日で、取得事由が相続です。

4 3 番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■ 他1筆。地目が田で、面積が合計で1, 5 6 8 m²。受付日・受理日ともに令和4年1月20日。権利取得日が平成19年4月9日で、取得事由が相続です。

4 4 番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西山組字■■■■番■■■■ 他10筆。地目が田が6筆と畑が5筆で、面積が合計で9, 8 2 8 m²。受付日・受理日ともに令和4年1月20日。権利取得日が令和3年8月30日で、取得事由が相続です。

4 5 番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、瑞應字■■■■番 他1筆。地目が田と畑で、面積が合計で4 8 9 m²。受付日・受理日ともに令和4年1月21日。権利取得日が令和3年11月18日で、取得事由が相続です。

46番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。地目が畑で、面積が28㎡。受付日・受理日ともに令和4年2月7日。権利取得日が令和3年8月27日で、取得事由が相続です。

47番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、大田川字■■■■番■■■■ 他3筆。地目が畑で、面積が合計で1,419㎡。受付日・受理日ともに令和4年2月7日。権利取得日が令和4年1月23日で、取得事由が相続です。

つづきまして、報告事項4. 嵩上届1件について報告します。

2番が、届出人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■■。地目が田で、面積が1,257㎡の内45㎡。嵩上の目的は、農繁期の農機具等の置場にするためとのことです。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

3番森田委員

2番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より西に50mほど進んだ所にある田です。東側は父の田、西側は■■■■さんの田、南側は申請者の田、北側は道を挟んで父の宅地となっており、関係者の承諾も得ております。また、排水や日照、進入路等による周囲への影響もなく、特に問題

ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。つづきまして、第Ⅰ号議案農地法第3条に関する件を議案とします。44番につきましては、先月保留にした件になり、慎重に審議しなければならない案件のため、先に48番以降を審議した上で、44番を審議したいと思います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第Ⅰ号議案農地法第3条に関する件を説明します。

48番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番。地目は田で、面積が1,590㎡。申請の内容は、贈与による所有権の移転で、■■■■さんが委任を受けています。

49番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が495㎡。申請の内容は、贈与による所有権の移転です。

50番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■■ 他3筆。地目は畑で、面積が合計で645㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、売買価格は30万円です。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

51番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■ 他7筆。地目は田と畑が4筆ずつで、面積が合計で5,935㎡。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

48番について報告します。申請地は■■■■の南、■■■■すぐ横の■■■■の西の田です。譲渡人と譲受人の関係は実の兄弟で、贈与です。譲渡人は高齢で農作業が無理です。

譲受人の農業経営状況証明書が■■■■農業委員会より提出されています。申請地の田は草刈りを行い、管理されています。また、地域との調和要件を守る誓約書が添付されています。今後はいつでも稲作が作れるように管理していくとのことで、何も問題ありません。

北添推進委員

49番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から西に約400mの所にあります。現在は栽培の準備中の状態で、許可後はショウガを露地栽培する予定とのことです。

譲受人は主にショウガや露地野菜を栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類も所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

50番について報告します。申請地は■■■■の北、■■■■地区の■■■■が湧いている所です。譲渡人は■■■■で生活しています。今は空き家で、農業も行っていない。

譲受人は兼業農家で、水稻を作っています。今回の案件の畑では野菜を作っていくと聞いています。許可されれば地域との調和要件を守るための誓約書も添付されていて、何も問題ありません。

5番氏原委員

51番について報告します。申請地は■■■■集落内の自宅周辺の畑と、■■■■から■■■■を50mくらいの左と、■■■■の右10mの田と、■■■■から左に150m東に100mの■■■■集落寄りの田が3筆で、息子さんへの所有権移転で、現在は家の周りの畑では野菜、ショウガ、■■■■の田は貸していて、今年はショウガを梅の木でも栽培する予定とのことです。

譲受人は主に大工兼農業の兼業ですが、ショウガを露地栽培する予定とのことです。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、耕作に必要な農機具類も全て親と共同利用しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案４４番以外について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案４４番以外は申請のとおり決定しました。つづきまして、４４番の審議に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

４４番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■■。地目は田で、面積が１，６３５㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は１５０万円です。■■■■さんが委任を受けています。

こちらにつきましては、総会の冒頭でもお話ししたように先月の審査で判断材料が乏しく、このままではきちんと営農されていくのか不安な点があったため、審議を保留としました。今回、譲渡人から追加の資料が提出されました。少し時間を取りますので、お手元に配付の資料をお読みいただき、現在提出されている書類から、許可後きちんと営農がされていくのか、経営が成り立つのか等を判断していただければと思います。

昨日の県との打合せでは、営農についての実績がない場合は、成功する根拠が何かあるのかという点を理詰めで行くしかないという話が出ていました。この後で提出されてくる３条での地上権設定と５条での支柱部分の一時転用の同時申請の際は、県からも何をもって農業委員会が営農が成り立つと判断したのかという点を確認してくるそうです。

今回はあくまで、譲受人が榊を栽培するという営農計画が実現性があるのか、今後も継続してちゃんと農業をやっていきそうなのか、といった点を考慮して審議していただければと思いますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

議長（北添会長）

先月も話したが、南国市では田に榊を植えたが根腐れを起こしたため、その後はポットに植えて管理をしています。他の所でも中々苦戦をしているようです。

しかし、今回はあくまで現在の所有者である譲渡人から譲受人への３条による所有権移転での審査であり、ソーラーのことを慎重に考えなければならないのはこの後に出てくる申請になりますので、あくまで榊を栽培するという３条申請についてのみでの審査をお願いします。

議長（北添会長）

その他、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案４４番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案４４番は申請のとおり決定しました。事務局につきましては、譲受人側にあくまで榊を栽培するという３条申請を許可した点をしっかり説明した上で、許可書を発行するようにお願いします。つづきまして、第２号議案農地法第５条に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第５条に関する件２件について説明します。

９番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■ 他１筆。地目は畑で、面積が合計で４０１㎡。

転用目的は自己用住宅の建築で、農地区分は■■■■から３００ｍ以内であることから、第３種農地と判断しました。行政書士の宗石圭正さんが委任を受けています。

１０番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■。地目は田で、面積が１，５５３㎡。

転用目的は太陽光発電装置の設置で、農地区分は第１種農地、第３種農地どちらの要件にも当てはまら

ないことから、その他第2種農地と判断しました。行政書士の濱田洋光さんが委任を受けています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（山本事務局長）

確認委員である森推進委員と佐藤委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

9番は、申請地は■■■■集落の■■■■西端にあり、■■■■からは直線で南東50m程度です。隣接農地や関係者の承諾も得ており、問題ありません。また、排水や進入路等による周囲への影響も問題ありません。

10番は、申請地は■■■■集落内で、■■■■から西に約300m行った所の南側にあり、東側は水田、西側は水田、南側は水田、北側は■■■■で、隣地の承諾も得ております。排水の計画も問題なく、設置場所への進入路も確保できており、何も問題ありません。

報告は以上です。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組 字■■■■■■■■■■番 他2筆。地目が田で、面積が合計で3,956㎡。

利用状況は、40年以上前から山林、雑種地となっているとのことです。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

9 番について報告します。当該地は申請書のと通りの現況となっており、佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条（3）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（2月分）15件について説明します。

57番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番 他2筆。現況地目は田で、面積が合計で4,929㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり米60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が公告日から令和9年2月28日までの5年間です。

58番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が、黒原字[]番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,243㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が公告日から令和9年2月28日までの5年間です。

59番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が、東組字[]番。現況地目は田で、面積が1,674㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

60番は、貸し手が[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が永野字[]番。現況地目は田で、面積が1,880㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

61番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番。現況地目は田で、面積が1,543㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

62番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番。現況地目は田で、面積が2,957㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和7年2月28日までの3年間です。

63番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■■番■■■■■他2筆。現況地目は田で、面積が合計で3,716㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。設定期間が公告日から令和6年12月31日までの2年10ヶ月間です。

64番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■■番■■■■■他1筆。現況地目は田で、面積が合計で3,074㎡。

賃貸借権の新規設定と再設定で、借り賃は反当たり米29kg。作付け予定は水稻で、設定期間が公告

日から令和7年2月28日までの3年間です。

65番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■ 他7筆。現況地目は畑で、面積が合計で6,623㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり9,059円。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和14年2月29日までの10年間です。

66番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■。現況地目は田で、面積が997㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

67番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番 他2筆。現況地目は田で、面積が合計で3,907㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

68番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で2,642㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

69番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■■番 他3筆。現況地目は田で、面積が合計で4,640㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

70番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん。借り手が東組の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番。現況地目は田で、面積が952㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

71番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■■番。現況地目は田で、面積が2,135㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が公告日から令和9年3月31日までの5年1ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

５７番について報告します。申請地は２カ所で、字■■■■は■■■■の南、■■■■に架かった橋の南の■■■■の田です。もう１カ所は■■■と■■■■出口より北の■■■■のカーブすぐ西の田です。貸付人は高齢で農作業が無理です。今年から借受人が作ってくれています。

借受人は専業農家で、水稻を作っています。農機具も揃っていて、親子で頑張っています。これからもこの田で水稻を作っていくとのことで、地域との調和要件も満たしており、何も問題ありません。

８番横畠委員

５８番について報告します。申請地は■■■集落、通称■■■の一角、■■■■より北へ１００ｍの所にある水田です。現況は水稻栽培後の耕耘された土地です。

借受人は水稻、ショウガの専業農家です。世帯の経営状況に問題なく、必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。地域との調和要件も問題ありません。また、再設定で問題ありません。

邑田推進委員

５９番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から町道で東に約２００ｍ行った右側の土地です。申請地では飼料米を栽培する予定とのことです。

借受人は■■■■で、経営状況も問題なく、必要な農機具も所有し、農地の全てを耕作しており、また地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

借受人は[REDACTED]で、主に飼料稲を栽培する法人で、経営状況に問題はなく、必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

借受人は[REDACTED]で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

63番について報告します。申請地は[]集落内で、[]と[]の[]から西に

200mくらいで、借受人の家の近くにあり、現在は耕された状態です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻と果樹を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

事務局（山本事務局長）

64番について、確認委員である佐藤委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落内で、■■■■前から南に約150mくらい行った所の左側と、■■■■集落内で、■■■■から西に約120mの所にあります。現在は耕耘した状態で、申請地では水稻栽培をする予定とのことです。

借受人は主に水稻栽培をする専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

眞辺推進委員

65番について報告します。申請地は■■■■は■■■■の■■■■の南約100mで、■■■■沿いの■■■■です。■■■■は■■■■集落にあり、■■■■から南東約230mで■■■■沿いの■■■■にあります。■■■■は■■■■のすぐ南側です。■■■■は■■■■から南東約200mの位置にあります。

す。申請地ではショウガを栽培する予定とのことです。

借受人は主に大根、ショウガ、ニンジンを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

2 番田村委員

66番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■■横を西に200mほど入った■■■■の十字路を南に100mほど入った右手の住宅前にあります。現在は水稻の収穫後の状態です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する■■■■で、経営状況に問題なく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

4 番氏原委員

67番について報告します。申請地は■■■■集落から■■■■集落に抜ける町道（■■■■）の左の田で、現在は去年の稲作の後の状態で、申請地では飼料稲を栽培する予定とのことです。

借受人は■■■■で、主に飼料稲を栽培する法人で、経営状況に問題はなく、必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

68番について報告します。申請地は■■■■は■■■■から東へ約200m進んだ、■■■■の水

田です。■■■■は■■■■から東へ約200m進んだ左側で、2,030㎡の内、南側の1,030㎡が申請地です。なお、北側はビニールハウスでニラを栽培しています。申請地では飼料米を栽培する予定とのことです。

借受人は■■■■で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、69番について報告します。申請地は■■■■から■■■■を東に約300m進んだ右側に隣接する4筆の水田です。

その他は68番と同じのため、省略します。

つづきまして、70番について報告します。申請地は■■■■から■■■■を東に約250m進んだ右側の水田です。

その他は68番と同じのため、省略します。

つづきまして、71番について報告します。申請地は貸付人宅の東側で、■■■■委員宅との間に位置する水田です。

その他は68番と同じのため、省略します。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第３号議案については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他、何かありませんか。

事務局（山本事務局長）

産業振興課から委員の皆様へのお願いが来ています。

以前に森田からも説明がありましたが、佐川町では現在、国や県の指針に従い、「人・農地プランの実質化」に向けて取り組みを行っています。

この「人・農地プランの実質化」というのは、各地域での農業を考えた際に、５年後から１０年後に耕作できなくなると見込まれる方の農地を、耕作できる方に集約し、地域の農業を守っていくために必要な取り組みとなっており、町内を小学校区単位の５地区と、基盤整備を進めている市の瀬地区の合計６地区

に分けて作成するようにしています。

また、今後の国や県の事業を活用する際に、「人・農地プランの中心経営体」として位置づけられている必要があるなど、重要な施策となっており、今年度中に策定する必要があります。

現在、そのための資料の作成を業者に委託しており、3月上旬に仕上がってくる予定です。その後、各地区で話し合いを行って策定していきます。

なお、この人・農地プランは今回の策定どおりにしなければならないということではなく、更新が可能であり、現時点での策定となります。また、5年後において農業を続けているとみられる方は中心経営体として設定していきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、この話し合いに是非参加していただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

報告は以上です。

議長（北添会長）

産業振興課のお願いについて、山本局長より説明がありましたが、各座談会への出席については、また案内が来ましたら、皆さんご協力の程お願いします。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第21回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は3月28日、月曜日、午後1時30分から佐川町役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名委員：

議事録署名委員：
